

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会合同会議

平成 27 年 3 月 25 日 10:00 ~ 12:10

（開会）

（基金事業課長から開会の説明）

- ・徳永委員、服部委員、大澤幹事、小林幹事、関谷幹事が欠席。
- ・本日の流れ
 - ・午前中合同会議、午後、奨励賞の表彰式、成果報告会
 - ・お手元に成果報告書配布した

（審査会長から開会の宣言）

- ・平成 26 年度第 7 回ボランティア活動推進基金審査会を開催。
- ・神奈川県情報公開条例第 25 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当しないため原則どおり公開。

（審議事項 1 平成 27 年度募集・審査等日程）

（事務局から説明）

- ・資料 1 に沿って説明。
- ・基本的には平成 26 年度と同様の設定だが、平成 27 年度は委員の改選があるため、第 1 四半期に合同会議を 2 度開催する。
- ・補助金の審査会。26 年度は、先に新規事業の審査をやってから、2 回目に継続事業の審査を行っていたが、27 年度は負担金と同様に継続事業を先に審査して、次に新規事業を審査する流れとした。

（質問、意見なし）

（審議事項 2 平成 27 年度ボランティア団体成長支援事業 事業計画修正）

（事務局から説明）

- ・資料 2 に沿って説明。
- ・12 月 20 日に行われた審査会において、採択された事業について要綱に沿った形に見直すようご意見があり、事務局と提案団体との間で調整を進めてきた。

- ・「NPO支援機関スタッフ、市区町村NPO担当者を対象にしたセミナー」を、「NPO支援機関（特定非営利活動法人及び法人格を持たない団体）」と改めた。
- ・セミナーは、対象者に限定したものとせず公開とすることで、調整前の案で、対象となっていた市町村による公設サポートセンターや市町村のNPO担当職員についても受講できる余地を残した。
- ・市町村設置のNPO支援機関についても、当県民活動サポートセンターとしても何かフォローができないか鋭意検討を進める。

（基金事業課長から補足）

- ・この議題は、もともと成長支援事業として関内フューチャーセンターから提案のあったもの。市町の支援センターの人間も一緒に講座を聴いてもらって、個別相談のときも一緒に同席してに指導してもらうというものだったが、本来要綱上は、通常のNPO法人に対して支援をするというもの。
- ・関内フューチャーセンターと調整がついた。できるだけ市町の担当者についても、講座を聴いてもらい、当センターのCEOミーティングを通じたよびかけなどを行っていきたい。

【長坂会長】この点については、幹事会でも要綱を変えるべきだとの意見もあり、審査会でも同様の考えで採択したように記憶している。何か意見はあるか。

（質問・意見なし）

（審議事項3 基金21を活用して行う事業の総合的見直し）

（「ボランティア活動推進基金21」収支の長期試算）

【基金事業課長】

- ・資料3に沿って議論が必要な項目について説明。前回審査会で議論が必要な項目として挙げたものを長期と短期にわけて掲載した。
- ・資料4に沿って基金21の運用収入の将来推計について説明。今後は運用収入が逡減する見込みであり、採択の仕方や制度の枠組みについての議論が必要となる。

【長坂会長】基金21が1億円の規模であったのが、数年後には7千万円程度となるようだが、いまのお話のように件数の減か、金額の件か議論が必要となる。

【所長】実は県庁内では、基金の見直しについて相当前から議論されている。特にここ数年は財政当局から基金そのものの必要性について投げかけがされている。県の一般会計とは別に基金を設置したのは、当時の岡崎知事がそのときの財政状況に左右されないようにという考えに基づくもの。そういう意味では、その趣旨は今でも変わらないし、こういう時期だからこそ基金の必要性が評価されるべきという意見と、そうはいっても、県自体の屋台骨が揺らいでいるときに基金だけが、そういう形でいいのかという議論もある。運用益にまだ余裕がある、実際の基金残高が108億円あるが、県財政に貢献できないかという議論もある。もう少し時間をかけて議論していこうということになっている。

あと、5年くらいすると基金の債権が返済され、現金になると金利水準からするとほとんど利子を生まない形になる。その時点でどうするかというところの議論が必要。その時になってから議論するのでは遅い。今から全体のポリシーを見据えながら基金全体のあり方を変えていく必要があるのではないかな。その方向性として、基金に限らずサポートセンター全体で、これまでのように個々のボランティア・NPOの支援というよりも、これも重要だが、そうしたNPOを支援するNPO、中間支援機関や市町村の支援機関を支援していくことで支援の裾野を広げていくという方向性が緊急財政の中で、大きな方向性は認められてきた。

いろんな課題についてざっくりばらんな意見をお聴きしながら、まず庁内でしっかり議論していくためのそのたたき台を作っていきたい。

【長坂会長】この基金の問題を考えながら知恵を絞って話し合っていかなければいけない状況にある。よろしくお願いします。

このグラフについてはいいですか。では次。

（ 継続事業審査（提出書類）の見直し ）

【事務局】15 ページ（資料5の1ページ）でございます。議論のもととなった事案は、昨年ある事業である幹事からこの様式では継続の審査ができないと連絡があった。

2月に実施した会計調査でも団体に聞き取りした。幹事会でも、審査の際に、年度ごとの書類を左右に並べて一生懸命審査しているとの意見があった。新規の申請書は変えない。継続専用の新しい様式の検討をできないかという提案でございます。直すとしたらこの案でよいか御議論いただき、もしこの場で議論が固まらなければメールでも御意見いただくような形でもいいのかなと思います。

す。

現行の提案書、大きく 1 と書いてある部分、継続は、部門、事業分野不要ではないか。2 の団体設立の経緯等も不要ではないか。16 ページ（資料 5 の 2 ページ）は新規申請を前提とした書式のため現状における課題認識も多く書かれている。3 番のところで個別事業の内容はこれまでの実績が記入しづらい。実際には、審査のときには実績報告書を別の形で添付しているが審査しづらい。新たな問題点ですとか、審査会の意見なども記入しづらい様式。継続専用にした方がよいのかなと思い、改正案を 19 ページ（資料 6 の 1 ページ）、今のような問題点をすべてクリアーできるような継続専用の様式を提案させていただいた。

19 ページ左側。ボランティア団体の方で○を図形で挿入するのが大変。事務的な手間も減らしてあげたい。事業に特化して記述ができるような形。右側にいきますと年度ごとに実績を記入できるようにして、1 年目、2 年目・・・それを残していく。団体にとっても事業の変遷が一目瞭然でわかる。

このような形で、継続専用の提案書を作ることの是非と、もしこれでいくのなら御意見をいただきたい。

【長坂会長】継続については、年度ごとに事業の変化がわかるようにしようじゃないかということ。いまの説明に対していかがでしょうか。

【小松委員】改正案について質問したい。19 ページの「目標」、「成果」、「内容」とあるが、「内容」というのはどういうものを書いてもらう想定しているのか。

【事務局】現状でも書いていただいている。例えば講座をやったときにどこの地域で、何件の講座を、こういうようなことをやりたいんだとより具体的な中身について記述していただく。

【小松委員】「やりたいんだ」と。これは継続の成果というか「実績」の部分ですよね。

【事務局】最初は、継続の計画なので、計画について記述をしながら、実績も併せて書いていただけるような。そういう風な、実際には、この様式だけでなく実際の記入例のような形でボランティア団体には提供しようかなと思う。実際の計画と実績と併せて記述できるような。

【小松委員】目標に対しての成果ということだが、「成果」と「内容」はかなり重複している気がする。シンプルにするのなら思い切りぱっさりというか、不足分はプレゼンのときにでも。切りすぎもあれでしょうけど、「成果」と「内容」がわかりにくい。どう切り分けるのかなあ。わかりにくいかなあ。

【中島（智）委員】小松委員のご指摘はごもっとも。実際に書類を見るときに、最近多いのは、目標とか成果というかアウトカムは壮大なことが書いてある、にも関わらず、それを達成するための手段が、それで本当にいいんですか？というものがある。ですから「成果」がわかりづらいというのが小松委員の指摘のとおりと思う。もし、それを切り分け、具体的な実施内容とそれをアウトプットの記述の部分と成果的なアウトカムの記述の部分がリンクできるようになれば書類の審査をしやすくなる。

【長坂会長】具体的には、「目標」、「成果」、「内容」の並べ方の問題か。

【中島（智）委員】「内容」という文言がわかりづらいのかな。それと、事業計画と一緒にになってしまうかもしれないので、事業計画とのバランス。

【為崎幹事】どことどこが切り分けにくいのか、「目標」と「成果」が近いのだろうか。通常だと目標は数値のような明確に達成を目指すもの。成果は、それを通じてどういったことを実現したか。例えば支援対象者のこういった人たちがこうなったなど、もう少し質的なものも含まれる。

整理するのであれば、「目標」と「成果」の位置づけをはっきりさせ、「内容」はそのために具体的に何をするのかを記載するようにすればよいのではないかな。

【長坂会長】小松委員案は、「成果」と「内容」を一緒にしたらどうかという意見、為崎委員の「目標」と「成果」をくっつけて、あと「内容」と。

【為崎幹事】目指すものと、何をするかという視点からの整理が必要では。

【中島（智）委員】小松委員が指摘されたのは、事業名のところで、「こっちに事業計画は詳細なのがあるので」、ということですね。

【事務局】補足。16ページにことばの道案内のものをそのままつけている。16ページ上・右側。個別事業2ユニバーサルマップ構築事業については、目

標として、ユニバーサルマップの構築を挙げ、成果として、外出支援情報の提供を通じて社会を変えていくとしている。成果はヴィジョンに近いもの。内容的には、ユニバーサルマップを作るために具体的にこういうことをやりますといった記載になっております。

【中島（智）委員】 そうすると、１の「個別事業の内容」と、２の「年度毎の事業計画」との関係はどのように想定されている？

【事務局】 改善案の１９ページの「個別事業の内容」自体は、当該年度の計画を主に書いていただいて、２番の「年度毎の事業計画・実績」というところは、実績に特化していただいて、今年度は、講座に何人出席しましたとか、いま書けないけれども２月に講座をどこどこで計画していますとか、そういうことを２に書けるようにした。

【中島（智）委員】 そうすると、２のところには、提案年度まで書く？

【事務局】 そうです。実績を主に書く。

【中島（智）委員】 「今後の予定」の「今後」とは、この提案している年度というのは、まだ事業が進行していて、その次の年のことを提案しますよね。この「今後」というのは、この提案している内容は含まない？

【事務局】 提案している内容を含むイメージ。

【中島（智）委員】 わかりました。同じフォーマットで過去のものと将来のものと。

【事務局】 そこに実績も書き込めると審査しやすいのかなと思ひまして。

【中島（智）委員】 わかりました。

【岡本幹事】 最初の年に目標とか成果とか挙げていたものの、実際やってみたら人が集まらなかったとか、改善の余地があったというのが必ず出てくる。その部分を最初に提案したものと変わったと記述していただけるとわかりやすい。書いた団体も、一番最初の目標をずるずる引きずって、事業の計画の中に無理やりつつこむというのも見える。そうではなくて、変えるところは変えて

もいいと。

【長坂会長】その点については、19 ページ右側に問題点と改善策。それとの関係については事務局の見解如何。

【事務局】実際に事業をやりながら、例えば、講座をやったけれど人がぜんぜん集まらなかったとか、右側でこういう風に変えましたと記述。

【岡本幹事】目標も変わるのではないか。

【長坂会長】やったことの様子が変わるだけでなく、事業自身も変わるということですね。

【基金事業課長】岡本幹事のイメージだと、ゴール自体が変わるということですよ。目標自体の変更点の欄とかそういうところを用意した方がよいのではないかと。

【為崎幹事】1と2は、書く人が明確に切り分けられるような表現にした方がよい。1には例えば来年度なら28年度実施する個別事業の内容になるわけですよ、2の方は過年度に実施した事業になるわけですよ、どこまでを書くのかというのをタイトルの中に入れて、切り分ける必要がある。2に「今後の予定」も入れると、混乱する可能性がある。これは「過年度まで」でいいのかもしれない。28年度のものを提案するのなら、途中段階であれ27年度までの実績を記載する。それ以前の年度については、これまで記載してきたものを残す形で、年度ごとの実績が積み重なっていくイメージだと思う。その中で、前年にこういう問題が生じたので、このような変更を加えたと記載していただくとうわかりやすい。

特に岡本幹事からもあったように、我々が幹事会で評価するときに前年度からどのように変わったのかというところにとっても注視をする。ですので、そこは1の欄に次年度を記載し、次年度実施する個別事業に関連して、前年度との変更点を記載していただけると非常にわかりやすい。

少し整理をしますと28年度提案であれば、1の欄には28年度の内容と27年度を踏まえ見直したその結果が、2の欄には28年度の提案であれば、27年度までの結果と、27年度で生じた問題点の記載があって、その結果が1に反映されるかたちとなると、つながりやすいのではないかと。

【高村幹事】すっきりして、紙の量も減っていいと思う。私も混乱したのは、今回、継続で提案されたときにどこがポイントとなるのか、新しく提案された今年の計画はなんなのかというところが混乱しました。最初のページの冒頭の「事業の目的と解決すべき課題、内容」のところは何をしますという概要をまとめていただいて、1番の個別事業の内容には、「この年こうなります」というのを書いていただくとよい。3番の経年で見ていくのは、その年度から先が変更になった部分で、その前年度までの部分は上書きになって、変更は手を加えないはずですので、そうすると、団体がたとえば、経年で計画を立てて、だからこういう風にしますという流れがわかりやすい。

実はですね、初めて幹事をするときに団体の様子が最初わからない。やはりそのときは、申請書冒頭部分の毎年度同じ記載となるところも必ず見るわけです。こういう経緯でいまこれがあるとわかると書く側も私たちもすっきりします。

【中村委員】確認させていただきたい。事業の目的と解決すべき内容のところは目的と内容がありますね。目標とか内容とかっていうのは、この事業の目的と解決すべき課題内容とは切り離して、その下だけの話ですよ。

目標が変わっていいんだからということになっちゃうと、初年度に審査をする際には、その事業の目標がいいということで審査されるわけで、一回審査されてしまうと後はどんどん事業の内容を変えていっても基本的には5年間やっていけるという状況になってしまうとすごい問題だと思います。

その中で手法を変えるですとか、スケジュールなり、手法なりそういうものなら変えてよいのだからことが明確でないとそれは新規の事業の審査になってしまう。ですから、そのあたりは押さえていかないと、それはそれで上手に使っていく人たちもいるわけだからきちんと押さえがないといけないんじゃないかなと思います。

【山内幹事】現行のものより、見やすくなった。為崎幹事のお話のように、1と2の欄に何を書くかというところを明確にさせていただいて、2の欄に申請年度のそれまでの進捗状況と年度内に予定している事業を記入してもらえると評価しやすい。申請時よりも、事業が具体的に思っていると思うので、そこを書いてほしい。これまでは評価をするに当たり、申請年度の進捗状況が情報として少なく、評価をしにくかったところがある。

【長坂会長】非常にすっきりして、特に1年目、2年目、5年目まで。これだけ見れば変化がよくわかるのでこれですっきりするかなあと。今までだと前年

のやつ比較しながら記入していた。だが、この書き方では十分反映されないんじゃないかというご指摘もあるかと思う。

【中島（智）委員】全然違う点だが、22 ページ（資料 6 の 4 ページ）、将来の計画の欄がある。例えば 4 年目に新しい事業とかが入ってくる場合がある。過去ではなくて新しいものが。

なんで新しいのが入ってきたのかなと思って、最初の申請を見ると、最初の申請のときの 5 年間の計画でこういう風に事業を充実させていきますよとある。そうすると予算が増えることもある。前のを引っ張りだしてきて審査をするわけですね。将来計画については、事業を実施していくうえで、変化をどの程度反映させてもよいものかと。事業が増えたときにその増えた理由というのをきちんと判断できるような材料をこのシートには書かなくてよいのだろうか。基本的にはこのシートだけで判断できるとよいと思う。そうなれば、過去の申請書を引っ張りださずにすむ。

【長坂会長】22 ページのこの年度別の事業計画はいらないということ？

【中島（智）委員】22 ページの継続希望調書は必要だと思う。過去の実績もそうなんですが、先ほど岡本幹事が言われたように、計画が変わっていくとしたら、これは反映されるわけです。変わったというのは当該年度だけではわからないわけです。過去のものを見ればわかるんですが。悩ましいところなんですが書類審査をする立場からすると、当該年度の申請書のどこかですぐわかるとよい。

【為崎幹事】書く方には煩雑になるが、来年度というか、次の事業年度で提案する事業内容について、既存のものをそのままやるのか、変更するのか。新規のものなのかという区分があって、変更する場合はなぜ変更するのかの理由がわかるとよい。変更する理由というのはその前の記入欄でも拾えると思うが、変更して実施する場合の変更の理由を知りたい。新規に実施するものも新たに実施する理由というのを、1 番などに記入してもらうというのはあるかと思う。そうすると、2 との方の切り分けが問題。変更や新規事業の理由を 1 ですくうのか、2 ですくうのか。明確にして、どちらで記載をしてもらうのか、項目だてや様式の整備が必要。

【長坂会長】いかがでしょうか。

私は見たときにスッキリしていて、今おっしゃった点についていうと、事業

については来年度何やりたいのかというのがくるわけです、それを2の中で経年の変化が文章を見てわかるわけですから、その説明がついているかがとても重要で、問題点と改善策をちゃんと把握して、その説明がついていればよい。1番がそういう計画、やりたいこと。2番目が見直してきたこと。という感じかなと思いましたが。そうなってるかというのは、みなさんがどう思うか、審査会も審査するが特に幹事会が矢面にたつ立場にいらっしゃる。

【中島（智）委員】中村委員がご指摘のあった最初の計画のときには、5年こうなるというそれを見て審査しているのでそれが見えるというのは必要。

【中村委員】けっこう甘い計画というのも見られる。その中で、どういう風に動いてきたのかが伝わってこないと。

始めのハードルだけ上げておいてもその後きっちり見れないとまずい。

【長坂会長】そろそろどう修正するかを具体的に挙げなければいけない。ひとつは目標と成果と内容の区分。それから、経年の中で変化をすばやくみつけられる書かれ方。目標の変化をどう厳しく見るのか。これは一種の姿勢の問題。もちろん申請書に反映されればよい。

【事務局】いまの御意見をうかがったうえで、更にもう一回ブラッシュアップしていきたい。その上で、幹事長と審査会長の方に一任いただく形でよいでしょうか。

【中島（智）委員】いや、みなさんに。

【事務局】みなさんが審査しやすくならなければ意味がない。

【長坂会長】もう一度、強調されたいところ、反映してほしいところをおっしゃっていただけるか。

【為崎幹事】1と2をあまり交差させない方がよい。1はあくまでも予定している内容にとどめ、それ以外はすべて2に集約する。

2の方にいま出てきた当初目標との相違点とか、次年度計画への反映といったものを記載する。改正案の中で、波線の囲みによって問題点と改善策を記載するように誘導しており、これらや次年度への反映点など、全部2に集約した方がすっきりする。

【長坂会長】記入マニュアルのようなもので、変化があったところを明確にするなど詳しく説明してはどうか。

【所長】 審査しやすいという改善も必要。書く側の方の手間とか、自分たちの主張がこれで盛り込めるかという。ある程度たたき台ができたところで少し、いくつかのNPOに継続の用紙書いてもらってどうかという意見をいただきながら最終的に決めたらいいかなと。

【中島（智）委員】団体の予算もどこかに入れていただきたい。特に任意団体は知りようがない。特定非営利活動法人は情報公開しているが。今までは書いてあった。事業費でなく団体全体の。

【高村幹事】最初にあります1から後ろのところは事業計画。その上のところは基本的には、最初の申請のときのゴールですよね。基本的には変わらないと考える。出口がこうだから何年間計画で考えると。中村委員も心配してたが、ここは変わらなくて、その中の手法で各年度が変わるという提案になると思う。基本的にここは変わらないと。

【長坂会長】審査の姿勢から言うと目標は変わっちゃいけないが、手法は変わってもよいと。

改めて事務局からご提案いただくということでよいでしょうか。

幹事長と会長に一任という御意見もありましたが、やはり皆さんで。メールで皆さんから御意見を聴くということにもなるかもしれません。幹事会は幹事長におまとめいただいたりするかもしれない。

どうもありがとうございました。

（ 中間支援組織等に対する支援 ）

【長坂会長】それでは次の議題。中間支援組織等に対する支援。

【基金事業課長】23ページ（資料7の1ページ）の資料7。中間支援組織の支援強化、これは基金21の見直しの1項目。見直しの進捗状況のご報告をする。

見直し項目の1番・入口戦略。分野別事業説明会は実施した。メールを送って集まっていたいただき名刺交換などしていただいた。もともとの狙いは新規の提案のレベルアップ等。実はお互いを知ることによって、基金21にかけなくて

も既存の事業でやりませんかと声掛けするようになり補完しあう効果が生まれた。27年度は今後、課題部門の提案について、更に発展させて、横浜メンタルサービスというところが事業やる。国からの事業で就労支援に強みがある。青少年の問題、ひきこもりで湘南市民メディアやコス援護会などとお見合いさせる。県青少年センターも乗り気。集まる人間を更に増やしてお見合いさせることでけっこう壮大な規模になっていく。ただお見合いさせるだけでも勝手に連携する部分もあり効果がありそう。今後発展させて継続。

出口戦略。メンター。二子山とコス援護。試行した。3月で締めて相互評価を次回合同会議で御報告。やってみて受ける側のNPO側のみならず中間支援組織にもプラスになることがわかった。通常のアドバイザーだと1回こっきりの助言しかできないが。中間支援組織にとっても経験値を上げるチャンス。サポセンでは中間支援組織を育てる事業で、あんまりやってなかった。ただ、課題もありコス援護は毎月会ってるが、二子山はまだ一回しか面接できてない。まとめて4月に御報告したい。

3番目。助成終了団体への自立支援。NPO課でやっている企業・大学・NPOパートナーシップ支援ですとかをメールマガジン等で周知したりする。サポセンでもアドバイザー制度を充実させることでサポートを継続。

4番目出口戦略。基金21でNPO運営モデル研究開発。今年度は資料を集めている。中島（智）先生が書かれているソーシャルビジネスの7つのモデル。当初計画では研究論文としてまとめる方向だったが、もっとNPOの役に立つマニュアルのようなものを作るイメージ。次ページ参照。

自立化支援マニュアル。配れば中間支援組織の役に立つ。NPOにも提供。前半部分は自立化できる運営モデル。うまくいっている団体の分析をしまして。中島先生によるさまざまな類型、寄付モデル、福祉モデル等事例にあてはめる。ここがうまくいったポイントだよという他の団体にも参考になるようなエッセンスをまとめる。2番目の項目。県内中間支援組織一覧をまだ作ってなかった。県内の助成制度ですとかファンドレイジング。ファンドレックスのやった成長支援事業の成果、クラウドファンディングのやり方も盛り込む。エンパワメントかながわの事例。どういう風に申し込んだらいいのか。クラウドファンディングの種類。湘南DVがプロボノを受けているのでプロボノの頼み方。無料のITのサービス。アクションポート横浜の若者の受入れ。単純に若者を労働力として受け入れていてはだめ。MAMA - PLUGはマスコミに強い。MAMA - PLUGによると3つくらいの団体が集まるとマスコミも記事にしやすい。これらの知見を一冊にまとめる。次回合同会議で詳しく説明。

次の議題に入る前に、ここで一回御質問御意見を。

【長坂会長】 入口戦略や出口戦略、NPO自立支援マニュアル等について、事務局の方で実施して前に進んできているのではないか。マニュアルは出版して本にできるのではないか。これからの展開も楽しみ。何か質問等ありますか。

【所長】 自立化マニュアルこれから作る。中間支援に対する支援強化の方向性の中で重要な事業。基金だけの知見を集めて作るわけではなくサポートセンター全体のいままでの知見を集める。例えば県内の中間支援組織どれくらいあるのか、どんな分野があるのか。実態調査っていままであまりやったことなかったが、ここに来て一回ようやく調査し結果がまとまったところ。これはサポート課の事業。あるいはプロボノについても、サービスグラント、これもサポート課の事業。去年、県の職員と横須賀市の職員とほぼフルメニューを受講してもらった。そのノウハウを横須賀市のセンターで試行として始めている。サービスグラントのノウハウだけでなく、これを県内にあてはめたらどうなるのか。横須賀のやり方を全県に広げる支援をしていきたい。市域だけで企業を集めるとエリアが狭いですから企業の数足りないということがある。横須賀は、企業のプロボノワーカー募集をもっと広い地域でやる必要があるではないか。いろんなサポートセンターでやっていたいろいろなメニューがばらばらだったがそこら辺をつなげていく。アドバイザー事業の支援対象に基金卒業団体を是非入れてほしい。それとメンターをつなぎ合わせる。

サポートセンターで持ってるメニューのコースメニュー化もやっていきたい。

【高村幹事】 自立化マニュアルの最後の 印。リソースは進化し、数年に1回更新とあるが、できるだけ更新頻度をもう少しあげてほしい。

【長坂会長】 中間支援組織等支援強化のための応募要領の見直しについて説明願いたい。

【基金事業課長】 資料9、25 ページ（資料9の1ページ）。前回、幹事会と審査会で御報告した。今回の見直しの具体的な対応として審査基準を変えたらどうかという話をさせていただいた。計画の評価というところに項目を追加したたたき台を作った。26 ページ（資料9の2ページ）の下段に幹事会で出た御意見を記載。「計画の評価でなく効果の評価ではないか。」、「従来のものに押し込めることに無理がある」など。特に為崎幹事に御尽力いただき、27 ページ（資料9の3ページ）以降は、為崎幹事に作成いただいた。

まず、中間支援組織について整理しましょうと。上の「実現したいこと」という欄は私の方で追加させていただいた。

(27 ページ中「中間支援組織の分類」の表を読み上げ)

普通の N P O が中間支援的なことをやりたいという取組も支援したい。

下の 2 の表のようなことが具体的に考えられる。

(28 ページ (資料 9 の 4 ページ) 中 3 を読み上げ)

下に表がありますが、過去の対象団体であって、一部中間支援を付加するだけの提案なら × にしましょう。同一事業をモデルとして、中間支援を行うというものならよいのではないかという考え方。

審査基準。30 ページ (資料 10 の 1 ページ)。前回提案させていただいた中間支援という項目を評価の欄に入れていたが、期待できる効果の「普及」のところを「波及効果」とした。50 点満点となった。この提案のメリットは 29 ページに記載。

こちらの提案 (30 ページの内容) は「案の 2」としてまとめてある。

(29 ページ (資料 9 の 5 ページ)。案の 2 読み上げ)。

考えられる他のやり方としては、案の 1。こちらは応募要領、提案書ですとか、審査基準は変えない。この場合は、中間支援機能を評価できない。案の 3 は中間支援部門をはっきりわけてはどうかというもの。提案書の変更が必要で、部門が増え審査が煩雑化する。中間支援強化が明確になる一方、今後、中間支援部門の採択ができなくなる恐れがある。事務局としては案の 2 でいきたい。

【長坂会長】11 時半になりました。最後いろいろあるんですが、この後、13 ページ (資料 3) の基金 21 の助成対象についても重要な項目なのでやりたい。ということで、時間に御協力いただきたい。今の議題についていかがでしょうか。

【為崎幹事】審査基準の案のところで、「普及」のところが単に削除となっているが、お送りしたものでは自立性のところに文言を加えていたはず。

それと、説明いただいたが、案の 2 でいくと、かなりいろいろなご提案が入ってくる。中間支援を目的としていても必ずしも成長支援に手を挙げるとは限らず、負担金・補助金にエントリーされてくる団体もある。中間支援を目的にしている団体があり、また自ら事業をやりつつ中間支援も行っている団体の中で、明確に中間支援を目的として掲げる団体と、自分たちがやった事業の効果として他の団体にこういうことが伝わるでしょうと記載してくる団体と、3つのレベルが考えられる。案の 2 が採択された場合には、それぞれの幹事が、それぞれの方法で評価し、幹事会の中で議論をすることになる。

【山内幹事】質問です。案の 2 でやる場合、申請団体は、自分の事業が中間支

援の事業として手を挙げることになりますか。

【基金事業課長】普通の団体は、従来どおり申請できる。ですから事業の内容が、モデル性が高ければ評価される。

【山内幹事】中間支援機能を強化するための変更ならば、申請する側も単に先進性があるというだけでなく、それをどう普及していくのかという中間支援組織としての計画性とか能力が必要になると思う。もし、それを幹事会や審査会で、「これは中間支援機能が高い」ということで評価するのなら、申請者にそれを意識してもらった方がよい。

【為崎幹事】いまの御意見を踏まえるのなら、提案書にもその項目を付け加えるのがよい。新たに付け加える審査基準を意識させるような項目の追加など。

【長坂会長】それでは、案の2でよろしいですね。重要なことは、提案書にそのことを意識させる文言をいれるという提案があった。これはいかがでしょうか。

これはすぐにどこにいれるかというのは。事務局で対応願う。
他に何かございませんか。

【中島（智）委員】先駆性とか今まで重視してきた基金21。そういう団体が中間支援機能をもつというのは、自分たちが持つのはすごく負担になると思う。先駆性をスポイルしちゃう恐れ。ちょっと迷っている。

【基金事業課長】両方とりたいというのがうちの方としてもあるが、徐々に中間支援に誘導していきたい。

【所長】案の3も捨てがたいが、これまで拾ってきたものが抜け落ちてしまう恐れもある。案の2でしばらく様子を見て中間支援機能のある方が評価されやすいというのが定着してきてから改めて考えてもよい。似たような成長支援と一体化させるという考えがあってもよいが基金全体の作りにも関わってくる。

【長坂会長】提案書の中に追加の支援云々を入れることが第一段階の刺激になる。

それでは、案の2で採用するということ。提案書は事務局で検討。
次の基金21条例。助成等の対象となる事業の主体について。

【NPO協働推進課】36 ページ（資料 1 1 の 5 ページ）をご覧ください。協働推進条例の見直しを現在行っている。見直しのスケジュールと検討状況について御報告する。

見直しのスケジュール、条例附則は施行後 5 年後の見直し規定がある。27 年度に見直し作業、県議会にも報告。見直しの結果、改正が必要ということになれば 28 年度に条例改正の議案提出する。

神奈川協働推進協議会に条例検討部会を設置し、5 名の委員で審議している。

主な論点 2 つ。条例の制定趣旨の確認。イの協働の相手方についてですが、これが今回のメイン。

協働推進条例では協働の対象について、基金 2 1 条例と同様、特定非営利活動法人、任意団体、個人に限定している。協働の相手方に、一般社団法人・財団法人等を加えるかについて検討いただいている。

部会での議論は次のとおり。

（37 ページ（資料 1 1 の 6 ページ）「（2）イについて」読み上げ）。

先週 3 月 20 日にも協議会開催された。イについては、対象広げることについて特に反対意見はなかった。際限なく対象を広げるわけにはいかないのどこかで線を引く必要。

「4 今後のスケジュール」は、変更されることもあり、あくまで参考。

【長坂会長】ありがとうございます。とても重要なこと。皆さんから意見を伺いたい。最初に中島委員から。

【基金事業課長】資料 32 ページ（資料 11 ページの 1 ページ）をご覧ください。議論いただきたい。

【長坂会長】これは皆さんの声をどう条例改正に反映するか、というもので合同会議として集約するものではない。個人的な御意見でけっこう。

【中島（智）委員】5 年間での状況変化を踏まえ、立ち上げるときの法人格は選択できるのだから、横浜市の支援センターでも、実際の相談としても、選択の問題としてどちらがどちらということはない。個人的には広げる価値はあると思う。どこまで広げるか。ボランティア活動の趣旨に鑑み、市民が立ち上げられるような法人格がいいと思う。非営利公益ということで考えてしまうと 32 ページの図のように広がってしまう。

藤沢市では、見直しで一般社団・財団、公益社団・財団も対象にした。任意

団体と比較しても、一般社団等もいいのかな。藤沢市では任意団体の場合、会員名簿や事業報告書を提出しろと厳しい。適格性の判断ができるかが問題。一般社団等の団体は情報公開がされてないが、新たに何らかの情報を取得できればさしつかえないかなと思う。税法上の非営利性が担保されている法人。一般社団・財団はメンバーに利益を分配することができないが、解散時に限っては、総会で決議すれば可能。悪意を持って補助金だけもらって解散して分配するということも可能は可能。

【小松委員】町内会・自治会には法人格があるのか？

【中島（智）委員】地方自治法で法人格を付与することも可能。

【小松委員】条件がいろいろあるかもしれないが、会社をリタイアした人たちが、どんどん戻ることを考えると町内会・自治会が行政と一緒に何かがやるのも面白いかなと思う。

【茨木委員】だんだん、基金21の財源が少なくなっていく中で対象を広げることの意味がどういう効果をもたらすかを考えると審査する側の視点が問われる。財源がたくさんあって、より一層拡大していくのならよいが、そうでもないのなら何か条件を付す必要がある。法人格で縛らないのなら非営利性に特化した条件を応募のときにつけないと大変なことになる。

民間企業で助成をしていたときの経験からすると、社会福祉法人や医療法人からいっぱい出てきて、お金が足りなくなっていて、しかもそういう団体の方が書面上優れた計画であり選びづらい。難しいところ。

法人格で縛らないのなら「ボランティア」というところをどう打ち出していくのか。

【中島（孝）委員】私も社福だとかNPOとの事務的能力の差は痛切に感じている。

ただ、一般社団、公益社団等は、設立の出発点が違うだけでやってる事業自体は比較的同じようなことをやっていることが多い。広くオープンにして、非営利性を審査会で審査した方が、難しいのですがやっていった方がいいかなと。

私どもの募金も、法人格は問わないという形で審査している。

【中村委員】難しい問題かな。出てきたものを的確に審査できるのであれば入ってもいいかなと思うが、県が基金21の将来的な構想として、どういう風な

いろいろな団体を育てていきたいと思っているのかはっきりしないと、これを入れた方がいいのかそうでないのか判断に困る。基本的には、今の縛りがあるということは、市民の団体が育っていくということに資するのでいいと思うし、それ以外のところが何かをするというのもいいかもしれないと思う。

ただ、いろいろなものが入ってくるとかなり審査が難しくなる。

【高村幹事】難しい。これがスタートした経緯。NPO法人をどう支えていくか、広げていくか。公益法人の改革の中で、一般社団・財団が出てきた中で、このNPO法人という組織をどういう風に捉えるのかというのも課題。考え方としては、一般社団・財団から申請があるのは、基金のあり方からは問題ないとは思いますが、審査する側からすると出していただく書類を増やしていただかないとなかなか厳しいのかな。どこまで私たちが判断できるかが課題。

【山内幹事】ボランティア活動推進と考えると今までどおりでよいと思います。今後の県政をどうするのか。神奈川県が違うセクターと協働することで何か新しいものを作っていくという意味では、いろいろな法人格が入ってくことでダイナミックな活動が期待できる部分もある。ただし、そのときには、いろいろな法人格からの申請をどう整理するのか、基準を考えなければいけない。

【為崎幹事】理想と現実を、どう折り合いをつけるかということだと思う。機会の公平性という意味からは、法人格にかかわらずボランティア活動という趣旨にのっとった活動を展開しているところを広くすくっていく方法も考えられる。実際にNPO法が施行される前に、法人格が必要ということで有限の法人格をとったが、実質はボランティア活動をやっている団体もある。

機会の公平性ということで、理想をいえば、法人格でしぼるのでなく提案された内容で選択するのが望ましいが、実際の運用上それは難しいだろうと思う。いま支援しているところがボランティアな活動をしているが、県内のある市の市民活動支援センターに行ったところ、法人格は社団法人の取得を勧められた。最近、市民活動の支援機関が社団法人の設立を勧めるようなそういった流れからいうと、社団法人なども加えてよいように思う。

【岡本幹事】皆さんの意見を聴いてそのとおりと思う。

公益性の定義というのは難しいので、審査に責任を感じている。

【長坂会長】私が思うのはボランティア団体の基金だということ。市民の方々が自分で立ち上げてやる活動。中小企業支援のようなもの。ボランティア団体

等の中に個人までも含めている。そういう基金設立の趣旨は小さい団体を支援していこうというところにフォーカスした基金なのではないか。平等性のためにみんな入れちゃって大企業も入ってくると、書類を作るのは、大企業の方が上手なのだから、大企業向けのは別途あるものと思い、細かい中小企業支援の趣旨は守った方がよいのではないかな。

具体的にはNPOが対象となっているのは、当時一般社団・財団がなかったからだけであり、市民から見るとどっちかを選択するだけ。一般社団・財団は入れて、中島（智）委員おっしゃるように収益の問題、非営利性をチェックポイントにしたらいんじゃないかな。

本当は、公益社団・財団や町内会・自治会もいれたいところだが、こういうところは各地方自治体が支援してるし、公益財団は大きいからそこまで広げると大企業支援になってしまう。一般法人に広げればそれでよいのではないかな。

これまで平等性から広げた方がいいのでは、という意見からいろいろあったと思う。

ここで結論を出す必要はないのかな。協議会の案を作る中で反映していただければと思う。

この後は、12時50分に集合。今日は、予定はもう一つあったが、次回。残りは次の合同会議。審査を含めた見直しをしていこうという議論。この点を議論しておくべきだと考える件があれば事務局まで。忌憚なくご提案いただきたい。

以上で、今日の審議事項は終わり。

（閉会）

- ・この会議を最後に退任する茨木委員、中村委員、中島（孝）委員からご挨拶
- ・所長からひとこと